

【主な質問項目】

1. 住宅供給公社の経営責任・鴨池ニュータウン駐車場随契問題について
2. 県公共交通総合案内システム—交通ナビかごしま—のダイヤ変更未反映について
3. 知的財産の保護・活用について
4. 国体に向けた施設整備とプロスポーツチーム振興・誘致について
5. 県産品の魅力を子どもたち、若者層へ浸透させる取り組みについて
6. まとめ

【質問本文】

1. 住宅供給公社の経営責任・鴨池ニュータウン駐車場随契問題について

■ 質問（しもづる）

おはようございます。

鹿児島市・鹿児島郡区選出、無所属の下鶴隆央です。

本日は、鹿児島県議会伝統的工芸品産業振興議員連盟の呼びかけにより、本県が誇る伝統的工芸品である大島紬を着用して登壇させていただきました。

早いもので、昨年四月の選挙で県民の皆様はこの県議会にお送りいただいてから丸一年がたとうとしております。本日、この大島紬を着用しての登壇ですが、この一年で、奄美には、委員会視察、災害現場視察、そして中小企業条例策定に向けたヒアリングで、三回伺う機会をいただきました。また、同じく中小企業条例策定に向けたヒアリング、「あなたのそばで県議会」など県内各地を回る機会を数多くいただきました。

そこで、県民の皆様とお話しさせていただいて感じることは、第一に県政に対する期待の高さであります。私は、県議会議員として県民の皆様の思いにしっかりとこたえていかなければならない、その思いを日々新たにするところであります。

さて、地方議会に求められる役割として、昨今政策立案能力の充実が叫ばれております。この鹿児島県議会におきましても全会派一致、議会としての政策提言並びに議員提案条例の策定を毎年行っているところでもあります。また、各会派、そして各議員がみずから、日々政策立案並びにそれに向けた努力を行っているところでもあります。

その前提として私が思うのは、まず、チェック機能をしっかりと果たしていくことの重要性であります。県民の皆様からいただいている税金をしっかりと適正に使っているか。このチェック機能をしっかりと果たしていくことを改めて認識したいと思うのです。

この民主主義というものの歴史をひもとくと、もともとは王様や貴族が国民の同意なしに税金を取ったり使ったりすることを防ぐことにあります。

したがって、県民の代表である県議会議員として、税金の使い道についての説明責任を迫り、果たしていくことを第一に、その上で政策立案能力の充実という課題を果たしていきたいと思うのであります。

そこで、本日の私の質問におきましては、まず、県民の皆様からいただいている税金の使い道への説明責任を果たすという観点から、前回の一般質問等でも取り上げております鴨池ニュータウン駐車場の県住宅供給公社に対する随意契約貸付問題について、当局が公社への安価な随意契約が妥当であると主張する根拠の妥当性を中心に議論していきたいと思っております。

続いて、私は、最も若者世代に近い最年少、三十一歳の県議として、「鹿児島に未来をつくる。稼げる仕事をつくる。」を掲げておりますので、鹿児島に稼げる仕事をつくる、県外・国外から外貨を稼ぐという観点から、観光、知的財産の保護・活用、スポーツ振興、伝統的工芸品等の振興などさまざまな切り口から質問していきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

県有地鴨池九号・十号街区、通称鴨池ニュータウン駐車場を長年にわたり随意契約で県住宅供給公社に対し、非常に安い価格で貸し付けている問題について、昨年九月の議会以来迫りまいりました。

皆様御承知のとおり本県の財政状況はまだまだ予断を許さない厳しい状況にあり、引き続き一層の財政健全化に向けた取り組みが強く求められているところであります。その一環として、県有財産の有効活用に向けた県有財産有効活用方策が策定され、県有地の売却等が進められてまいりましたが、当初の五年間で二百億円という目標にはほど遠いのが現状であり、一層の努力、有効活用に向けた取り組みが強く求められるところであります。

このような状況の中、この鴨池ニュータウン駐車場は、毎年三月末の契約で一年間、県住宅供給公社に随意契約で非常に安い価格で貸し付けるということが長年にわたり続けられてきました。私は、このような状況は看過できない。次年度こそ本来の県民にとってあるべき状況にしなければならない。その思いから、平成二十四年度の契約での抜本的見直しの実現に向け、スケジュールを逆算し、昨年九月の議会から取り組んでまいりました。

今議会が、次年度の契約について事前に審議できる最後の機会であります。よって、これまでの本会議、委員会等において当局から示された県住宅供給公社に随意契約で非常に安い価格で貸し付けている理由について、その妥当性につき、この場で議論を行ってまいりたいと思っております。

改めてこの鴨池ニュータウン駐車場をめぐる状況について申し上げます。

県有地鴨池九号・十号街区一鴨池ニュータウン駐車場一は、県から一たん県住宅供給公社に年約四千万円で貸し付けられ、その県住宅供給公社は、駐車場として民間の皆様へ貸し出すことで毎年約一億二

千万円の収入を得ております。

また、この県からの四千万円の貸付料の算定根拠ですが、「一億二千万円の収入から、公社が主張する管理に必要な経費八千万円を差し引いた結果」と県はこれまで説明しているところであります。

契約は随意契約で行われていますが、一般競争入札によらずに随意契約による理由として、県は公社支援の必要性を挙げております。そして公社支援の手段として、一般の事業という形ではなく、駐車場を安価で貸し付け、転貸しして入ってくる利益を供与するという形を取っている理由として、平成十八年の百十五億円の無利子融資、そして七十四億円損失補償の際の経営健全化計画を根拠として説明しているところであります。

以上を踏まえて、この問題について、以下五点伺ってまいります。

昨年三月末に県と公社で締結している鴨池ニュータウン駐車場を一年間貸与する契約が三月末で切れることから、平成二十四年度以降どのようにするか注目されることとあります。

この土地を貸す場合、平成二十四年度予算案に収入という形で計上されるはずですから、予算案が提出されている今、来年度だれに、幾らで、どのような選定方法で貸すのか、方針は既に固まっていることかと思えます。

そこで伺います。

この鴨池ニュータウン駐車場、平成二十四年四月一日以降はどのような活用を行うのでしょうか。従来どおり駐車場用地とする場合、だれに、幾らで、どのような選定方法で、すなわち随意契約によるのか、一般競争入札によるのか、どのような選定方法で貸し出すのでしょうか。

また、ここであわせて、これまでの公社が主張する駐車場管理に要する経費について検討したいと思えます。

一億二千万円の収入がある駐車場用地を四千万円で公社に貸す。この四千万円の根拠は、管理に八千万円かかるからという公社の主張に基づくものであるということが、今までの議論で明らかになったところとあります。

では、この八千万円の経費というのは本当に正当なものであるのかという疑問なのですが、まず、駐車場の通常の料金収受はシルバー人材センターの方が行っており、委託料は年約一千万円で計上されております。問題は、その他の月決め契約に関すること等の業務を公社職員六人が行っていると、彼らの人件費四千二百万円のうち約七〇%の三千万円をこの駐車場管理に必要な経費として計上しているところとあります。

先般の十二月議会では、「この六人の人件費四千二百万円のうち七〇%三千万円を駐車場管理経費に計上しているが、これはいかなる根拠に基づくものか。この人たちは、勤務時間の七〇%をこの駐車場の管理に当たっているのか」との私の問いに対し、答えは「公社の各部門の利益額に合わせて配分した」との答えであり、勤務実態とはかけ離れていることが明らかになりました。これでは、県民の税金による公社職員人件費の肩がわりにほかなりません。

そこで伺います。

平成二十四年度の貸付金額を決める上で、経費をどのように査定したのか。公社の主張する人件費をどのような基準でどれだけ認めようとするのか明らかにしてください。

そしてこの問題につきましては、昨年九月議会で問題提起を行ってから、本会議、委員会ともに再三の議論を行ってまいりました。

そこで伺います。

議会での議論内容は、平成二十四年度の貸し出し計画を策定する上でどのように活用され、検討が行われたのかお示してください。

私は、この問題は最終的に一般競争入札にかけるべきだと考えております。

そこで、今後、一般競争入札にかける考えはないのかお示してください。

県は、公社支援の必要性に再三言及しております。しかし、県民の税金を投入して支援する以上、相応の説明責任が求められるところであります。

公社を県民の税金で支援するならば、当時の知事、公社理事など経営悪化に責任を負うべき方々に退職金の返納など責任を追及すべきと考えますが、見解をお示してください。

そして公社支援の手法として駐車場を安価で貸し付け、利益分を公社に取ってもらうというやり方は、県民、県議会から公社経営並びに公社の実態を見えにくくするものであり、到底容認することはできません。本当に支援が必要なら、必要な額、理由と、そして「これだけ責任は取りますから」というのを添えて堂々この県議会に提出するべきであります。

また、公社に百十五億円の無利子貸し付けを行っているわけですが、これも実態としては、県の調達金利分の利息分に相当する県民の税金を公社に投入している計算になります。

県は駐車場を安価で貸し付け、利益分を公社に取ってもらうという手法を取っている理由として、平成十八年策定の経営健全化計画中の賃貸事業の項を根拠にしておりますが、どこをどう見てもその記述からは導き出すことは全くできません。

また、公社は、昨年度末時点で単年度赤字一億九千万円、累積赤字十九億円という状況です。加えて無利子融資分の利息相当分、金利一％として年間一・一五億円、そして平成二十二年度公社助成事業九千三百万円、ここの駐車場の差益八千万円、合わせて実質三億円もの支援を行っていることに注意が必要です。したがって、実質の経営の実力としては、公社は年間四・九億円の赤字経営と言える状況です。

さて、県民の側から見て、一・九億円の赤字と四・九億円の赤字では、おのずと求める経営責任は変わってくるのではないのでしょうか。

昨今、説明責任—アカウンタビリティ—という言葉が、行政、政治には強く求められているところであり、この説明責任—アカウンタビリティ—という言葉は、会計—アカウント—に由来するものであり、県民の皆様には正確な経営情報、会計情報を伝え、説明責任を果たす大前提として、正確な経営状況を伝えることは第一歩として必要不可欠であります。

そこで伺います。

このように無利子融資、不当に安い価格で県有地貸し付けなどということをやらず、堂々と事業として提出すべきと考えますが、考えをお聞かせください。

以上、一回目の質問といたします。

□ 答弁（土木部長）

鴨池ニュータウン駐車場についてでございます。

鴨池ニュータウン駐車場につきましては、県有地の暫定的な活用方策として、県住宅供給公社が建設した団地周辺の駐車場不足に対応いたしますため、平成十六年四月より公社に対して貸し付け、公社において駐車場事業を運営しているものでございます。

平成二十四年度の貸し付け先と賃貸料につきましては、今後、平成二十三年度の収入実績や必要経費等を精査した上で決定し、契約することとしておりますが、県住宅供給公社を貸し付け先とし、予算上は前年度と同額の四千万円の賃貸料を計上しているところでございます。

これまでの議会での議論を踏まえた検討につきましては、公社への聞き取り調査により実態を把握いたしますとともに民間の駐車場事業者へのヒヤリングや公社を通じた公認会計士への相談を行うなど必要な検討を行ったところでございます。

特に人件費につきましては、駐車場事業に係る人件費を明確に区分することは難しいところではありますが、公社事業全体の収入から駐車場収入を案分した割合で算出したりました人件費を基準に、公社の駐車場に係る人員を積算するなどできるだけ実態に即したものになるよう見直すこととしております。

一般競争入札の導入につきましては、当該貸し付けは、県有地の暫定的な活用であり、民間事業者からも一年契約では現実的でないという意見もありますこと、また、公社は鴨池ニュータウンの住宅を建設しておりますことに加え、平成十八年度より取り組んでおります公社の経営の健全化を図るためにも当面は公社への貸し付けを予定しているところでございます。

公社の経営責任と県民への説明責任についてでございます。

県住宅供給公社の経営責任につきまして、公社の経営は現時点で見れば、バブル経済が崩壊する中で我が国の経済情勢や住宅団地の必要性、開発に伴うリスク等について十分な分析がなされないまま新たな団地開発が実施されるなど反省すべき点が多いと考えるところでありますが、歴代の理事長を中心に役職員が一体となって販売促進に取り組んできたところでございます。

平成十八年の経営健全化計画の際にもさまざまな御議論をいただいたところでございますが、公社におきましては、同計画に基づき、各方面から協力や支援を得ながら、分譲事業や賃貸事業を積極的に推進いたしますとともに人件費など固定経費の削減に取り組み、県としても公社の経営の健全化に向けて適切に支援・監督を行うことで責務を果たしていくことが重要と考えております。

県民に対する説明責任につきましては、平成十八年の経営健全化計画策定の際に公社の経営の状況と支援の必要性について県のホームページにも掲載し、理解を求めたところであり、その後、公社の経営について毎年、財務状況を公表するなどして県民に明らかにしているところではあります。何よりも県、公社、一体となって経営の健全化に全力で取り組み、県民の負担を少しでも小さくすることが県民に対する責務を果たすことと考えております。

■ 質問（しもづる）

自席から再質問いたします。

今、土木部長の答弁では、公社に随意契約で貸し付ける理由として三点挙げておられます。一点目は、暫定的な利用であり、一年契約では民間の事業者の参入が見込めないこと。二点目は、鴨池ニュータウンの開発を担った主体であること。三点目は、平成十八年の経営健全化計画に含まれることであります。

この三点につきまして再質問いたします。

一点目は、暫定的な利用であるから民間事業者の参入が見込めないという答弁でしたけれども、まずは、これは入札にかけてみないとわからないことではないかなと考えますが、そのあたりの考えをお聞かせいただきたいということです。

そして暫定的な利用、つまり一年契約をこれまで平成十六年からずっとやってきているわけですが、であるならば、例えば民間の参入が見込めないというのであれば、そして活用が未定で民間の参入が見込めないというのであれば、その中には、例えば一年後に県が別の活用をし始めると。そうなったときに民間では耐えられないということが考慮されているかと思いますが、であるならば、なぜ公社は一年契約前提の話なのに、あそこを数千万円かけて舗装したのか。こことつじつまが合わないと思うのですが、本当に最初から一年契約を前提としていたのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

そして二点目は、これは意見として申し述べますが、鴨池ニュータウンを開発したからというのは全く理由にならないという意見です。

そして三点目の経営健全化計画の件ですが、先ほど十二月の委員会でも議論をしましたが、根拠とする平成十八年三月の経営健全化計画の中には、どこをどう読んでも駐車を安く貸し付けて、そしてお金を取ってもらうことで経営を支援していくということが全く読み取れないのですが、どこを根拠にしているのかお聞かせください。

□ 答弁（土木部長）

まず、一点目の暫定的な利用という点でございます。

一般競争入札をやってみないとわからないのではないかとのお尋ねでございますが、当該県有地につきましては、あくまでも県の利用方策が具体化されるまでの暫定的利用ということでございますので、平成十八年度より取り組んでおります公社の経営健全化を図るという性格も有しておりますことから、当面は公社への貸し付けを単年度契約ということで予定しております。

また、当初からであったかということでございますが、それについても当初からということでございます。

それから、二点目は、ニュータウンの開発主体であるということは理由にならないのではないかとお尋ねでございますけれども、当該地区、公社の開発団地も含めて、周辺には公的団地が多数林立しておりますことから、当該地における駐車場としての必要性は高いものだと考えており、当該地域において公社として経営を行うことは妥当であると判断しております。

それから、十八年度の経営健全化計画の中で具体化されていないのではないかとのお尋ねでございますけれども、公社への支援につきましては、既に御指摘のありました無利子貸し付けとかあるいは民間金融機関の借入によります損失補償などさまざまな方法がございまして、それぞれ必要な手続を経て支援を行っているところでございます。

この駐車場以外にも県の広報を通じました公社団地のPR、あるいは県職員に対する公社団地の紹介などこれ以外のさまざまな支援をこれまでも行ってきております。

県といたしましては、こうした取り組みを行いながら公社の財務状況を毎年明らかにして、経営の健全化に向け適切に指導監督を行うことで責務を果たしてまいりたい、このように考えているところでございます。

■ 質問（しもづる）

再度質問いたします。

通告書に記載しておりますので、二、三点知事のお考えを伺いたいと思います。

一点目は、一般競争入札をなぜ行えないのか。知事なりの考えをお聞かせいただきたいということです。

そして二点目が、公社支援の必要性はあるにせよ、事業という形ではなく、この駐車場を安く貸し付けて、そしてそれも転貸してもらって利益を取ってもらうという形は、県民、県議会の目から非常に見えにくくする、説明責任を果たせないものだと考えております。なぜこのような手法を取るのか、知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

そして三点目、これまで議会で議論を尽くしてきたわけですが、結局次年度予算に計上されているの

は、昨年度と全く同じ額だと。そしてこれから検討すると。もう予算案として上がってきている段階でこれから検討すると。そして額としては、去年と全く同じ仕組みを伺わせるような額になっている。これでは、議会で何を議論したのか。私も県民の皆さんから負託を受けてここに立っている以上、これは看過することはできませんので、議会で議論を行っていて、全く同じものを出してくることに對して知事のお考えを伺いたいと思います。

以上三点お願いいたします。

□ 答弁（土木部長）

私の先ほどの説明が不足しておりましたようでございますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、一般競争入札になぜなじまないのか、できないのかという点でございますが、民間事業者等にも伺いましたけれども、通常一年契約ということになりますと非常に経営リスクが大きいと。具体的には、原状回復を命ぜられたときの負担、それからその際の利用者への説明等といった面で、複数年、通常は三年から五年と伺っていますが、そうした契約でないと困難であると伺っております。

そうしたことから、当該単年度の契約とした場合に県、公社におきましては、これまでの実績も踏まえ、利用者に対してしっかりと説明を行って、それからあわせまして、今回、これまで計上しておりませんが、修繕、原状回復のための引当金を新たに設けることによりましてしっかりと対応を行っていかうという考えでございます。

それから、なぜ、こういった手法で公社支援を行うのかということでございますけれども、これにつきましては、これまでも御議論をいただきましたとおり、公社を支援する一つの形態ということでの位置づけでございます。当然以前にも御指摘がありましたようにこの契約形態では公社側のインセンティブが働かないのではないかと、こういう指摘もいただいております。

このため、今回、その積算の内容等を吟味いたしまして、公社の営業努力分がプラス収入になるような形での見直しを行いました。

それから三点目の人件費等のことでございますけれども、これまで三千万と御説明をしておりました人件費、これにつきましては、公社の努力分、それから先ほど言いました原状回復費、それらも含めた形で一本で計上しておりましたが、それをばらして、人件費については従前の三分の一程度、約一千万程度を計上し、それ以外に残る二千万につきましては、一千万円分を原状回復のための引当金として積み立てる。それから残り一千万円については、これは昨年度との比較でございますけれども、公社が営業努力をして得られた部分の収入とみなすと、こういう見直しを行ってきたところでございます。

□ 答弁（伊藤知事）

住宅供給公社に関連いたしまして、その契約のあり方、健全化のあり方についてのお尋ねであります。

先ほど部長が説明しましたように社会経済情勢の変化に対応した形での住宅供給公社、松陽台等のニ

ュータウンの建設が行われるべきだったと思いますが、実際にはそれが行われないうまに住宅供給公社としての事業が存続いたしました。

したがって、非常に大きな社会経済情勢の変化に伴いまして、大きな経営上の問題を抱えました。

この住宅供給公社をどういう形で再建するかというのは、私が就任したときの一つの課題でもありました。

ほかの県においては住宅供給公社を直ちにそこで法人格を解消するようなサドンデスの選択を取ったところもありますが、鹿児島として選んだのは、この住宅供給公社を存続させつつ経営の健全化を図るという手法でありました。

そしてこの住宅供給公社の今、問題になっている駐車場用地は、過去にもたしか道路公社等々に同じようなスキームで貸し付け、道路公社の健全化を図った経緯もございます。

したがって、今、我々が必要なのは、住宅供給公社の健全化に向けて、ちょっと時間はかかるけれども、いろんな県が持っている手段を総動員してこの健全化を図るという手法を選択したわけでありまして。

したがって、当然に駐車場用地の貸し付け、そこで若干の、特にキャッシュフローベースで住宅供給公社のほうにメリットが生じると思っています。

そのまたメリットが生じないとキャッシュフローベースでの住宅供給公社の経営が成り立たないということもございまして、そういう意味で総合的な観点からの判断といたしましての今回の選択であります。

この議場でお話されたことが全く反映されていないのはおかしいというお尋ねではありますが、そういうお尋ねも全部踏まえて総合的に勘案した結果、今回、従来どおりの選択を取りつつ、住宅供給公社の経営の健全化に当たるということでもあります。

したがって、健全化がなされますれば、一般競争入札を原則としている地方自治法の規定もございまして、当然に駐車場としてやるなら、住宅供給公社の管理用地も現在の駐車場用地も一般競争入札になります。

ただ、あの用地は、やがて多分、南北道路の一つの時の利用形態ないしはその他の開発の可能性もありますので、そのときにはまたそのときで利用形態は変わってくるかと思っております。

我々も長い形で行政を継続いたしておりますので、その時点時点でのベスト選択が全部できるわけではございません。過去の経緯に従ってそれを勘案しながら、全体としてどういう形で総合的に経営するかという観点から考えますので、少々議員のお考えと私どもの考え方は相違があることは認めざるを得ないと思っております。

2. 県公共交通総合案内システム—交通ナビかごしま—のダイヤ変更未反映について

■ 質問（しもづる）

続きまして、県公共交通総合案内システム—交通ナビかごしま—のダイヤ変更未反映について伺いま

す。

報道されているところによれば、鹿児島中央駅バスターミナルなどに端末を置き、県内の鉄道、バス等の運行情報を提供している交通ナビかごしまで、一部バス事業者の時刻表が更新されない状態が続いている。原因は、データ更新に多額の費用がかかることとのこととであります。

本県は観光立県を標榜しているところであり、県外から来ていただいた観光客の方々に心からのおもてなしを行い、リピーターになってもらうことが非常に重要であります。

ところが、この交通ナビの問題ですが、交通ナビを観光客の方が見つけて検索し、信用して乗り場に行ったらバスが来ない。これは余りに失礼であります。ここにはおもてなしの心が欠如していたと言わざるを得ません。

ところで、県としてもこの問題に対応すべく、来年度予算案に改修費用や維持費用について計上しておりますが、今回なぜこのような問題が発生したかを検証しなければ、同じ問題が繰り返されることとなりますし、また県民の税金を投入することから、検証は必要不可欠です。

そこで、この交通ナビについて伺います。

一点目は、だれが、どのような選定方法で、どのような内容の契約を結んだか明らかにしてください。

二点目は、協議会内部における取り決め並びに県の関与について伺います。

今回、結果として観光客の方々に御迷惑をおかけしてしまっているわけですが、この設置、管理に関しては協議会が行うものと聞いております。そうすると、ダイヤ改正に伴うデータ更新費用をだれが負担するか。それが不満で離脱したい事業者がいた場合にそれを認めるか。認めるとしてどれくらい前の予告にするか。追加費用の負担はどうするのかといった内部の取り決めが、観光客の皆様に御迷惑をおかけしないようにする上で非常に重要となります。

そこで、これら更新費用負担、離脱希望時の取り扱いなど観光客の皆様に御迷惑をおかけしないようにするための内部の取り決めはどうなっているか。そしてその策定に当たって、県は適切な助言・関与を行ったのかをお示してください。

そして、観光立県を標榜する本県として、今回の問題についてどう考え、対応していくかお示してください。

続きまして、交通ナビの件に関連し、県が行う I T 調達—情報システムの調達—全般について伺います。

県民の税金を有効に活用したシステム調達に当たっては、まず、システムの著作権を発注者である県が保有すること。そして将来の改修・運用を随意契約だけではなく、最も適した業者に担わせるべく一般競争入札ができるよう、システムの中身がわかる成果物、例えば概要設計書、詳細設計書、テスト仕様書並びに報告書等を提出させるといった適切な契約が必要となります。

そこで伺います。

県が行う I T 調達—情報システムの調達—全般について、著作権、成果物に関する取り決めなど契約内容がどのようになっているかお示ください。

ところで、この I T 産業というのは、今後、鹿児島県の将来を考える上で重要であり、また外貨を稼ぐ観点からすると注力していくべき分野だと考えております。

今後の鹿児島県のあるべき産業構造を考え、地元 I T 企業の育成を考えるとき、やはり県が発注する情報システムの調達に当たっては、地元 I T 企業の受注の機会を確保していくべきだと考えます。

そこで伺います。

県が行う I T 調達—情報システムの調達—全般について、地元 I T 企業の受注機会確保・拡大に向けての現在の取り組みをお示ください。

以上、二回目の質問といたします。

□ 答弁（企画部長）

県の公共交通総合案内システム、いわゆる交通ナビかごしまについてでございます。

まず、システムの発注に係ります発注主体、入札等の手続等についてでございます。

交通ナビかごしまは、県、鹿児島市、バス事業者、鉄道事業者、旅客船事業者及びその事業者団体が構成をして、県が事務局を務めております公共交通総合案内システム運営協議会が、平成二十年度に整備し、翌年度から運用いたしております。

システム整備の事業者選定におきましては、県のホームページ上で公募を行いまして、応募いたしましたシステム会社三社の中から、県、鹿児島市及び事業者の代表、合計八名で構成されますシステム開発業者選定委員会において、あらかじめ定めました基準により、総合評価を行い、選定したところでございます。

選定事業者と協議会との契約では、契約額は約四千六百万円で、システムの設計・構築の納期は平成二十年度内となっております。

また、著作権につきましては、ほかのシステム発注の場合と同様、システム構築により新たに生じた著作権は、この協議会に帰属するものの既存のソフトをベースとする場合には、既存ソフトに係る著作権はそのソフト開発者に帰属するとされているところでございます。

協議会内部の取り決め及び県の関与についてでございます。

交通ナビかごしまに関しましては、本県では、新幹線駅から旅行目的地に行くために複数の交通機関を乗りかえる必要がありましたり、陸上、海上ともに交通事業者が多く、路線網が複雑なため、新幹線効果を広げるためには、わかりやすい総合的な交通情報の提供が極めて重要でございますことから、全線開業を控えました平成十九年に、県から交通事業者にシステムの導入を呼びかけますとともに、翌年に

設置された協議会では、県はその事務局として、データ更新費用の負担も含めてシステム導入に係る関係者間の合意の形成を図ってきたところでございます。

今回のデータの未更新につきましては、地域交通を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、ダイヤや料金改正に伴うデータ更新にかかわります労力や費用に対する各交通事業者の負担感が増大していることによるものでございます。

このため、早急にシステムの改修を行いまして、データ更新作業の簡素化による省力化及びコストダウンを図り、あわせて現在急速に普及が進みますスマートフォンへの対応など機能の高度化を図ることとし、平成二十四年度当初予算に所要の経費を計上しているところでございます。

観光立県としての本県の問題への対応等についてでございます。

交通ナビかごしまのデータが一部未更新でございますことについては、ホームページ上や鹿児島中央駅及び鹿児島空港に設置しております大型ディスプレイに注記してございますけれども、観光客を初め利用者には不便をおかけしているところでございます。

速やかにシステム改修を行い、データ更新の円滑化を図ることで、システムの信頼性を高めてまいりたいと考えております。

また、システムの改修により、操作性の向上もあわせて図ることで、交通ナビかごしまが観光客にとって二次、三次アクセスの有効な情報ツールとして活用されるよう、その充実に引き続き努めてまいりたいと考えております。

県の情報システムの発注の現状と取り組みについてでございます。

情報関連のシステムや機器につきましては、平成二十一年の二月に作成いたしました県の情報システムに係る基本指針及びガイドラインに基づきまして、県においてシステムに求める機能や機器構成等を示す調達仕様書を作成した上で、競争入札や提案公募型方式等による調達を行うこととしております。

また、成果品につきましては、システム等の運用・保守及び将来の改修等を考慮いたしまして、システム設計書や操作マニュアルなど必要なものを提出させますとともに、成果品でございます新たなシステム開発及び改修におけるソフトウェアの著作権につきましては、IT企業が独自に開発し、著作権を持つ既存のソフトウェア等を除き、県に帰属させることを原則としておりまして、仕様書等にその旨を明記するようしております。

地元IT企業の受注機会の確保につきましては、情報システムの調達単位を設計、開発、運用、保守等に分離したり、また、ハードウェア、ソフトウェアに分類するなど地元IT企業が入札に参加しやすい環境づくりに努めてございます。

平成二十二年度は、七十二件の発注に対し、地元IT企業が四十件を受注しているところでございます。

3. 知的財産の保護・活用について

■ 質問（しもづる）

今後、鹿児島県に稼げる仕事をつくるためには、県外、国外からお金を持ってくる、外貨を稼ぐという考え方が非常に重要です。その際、より高く物を売るためには、ほかと差別化できる品質、特徴、技術を最大限に活用していくことが求められます。そしてその場合には、まねをしてこられた場合の対処も考えなければなりません。

そこで、商標等の知的財産について、まず登録、そしてまねされたときの侵害事案の早期察知、そして侵害者に対する法的措置も含めた対処、この三点が非常に重要なのですが、この三点について、いろいろな観点から伺ってまいります。

本県は、平成二十二年の統計で全国第二位の畜産県であり、これら畜産物の輸出は、今後ますます重要性を増してくると考えられます。

そこで、まず、畜産物の輸出に向けた国外における商標登録の状況並びにその取り組みについてお示しください。

続いて、特に黒豚に関する商標権侵害事案の早期察知・対応に向けた取り組みについて伺います。

かごしま黒豚については、高い品質、ブランドイメージから、それに便乗しようと外国産の豚肉を偽装して販売する事件も発生しているところですが、今後、国外への輸出を加速する際には、そのにせものへどう備え、対処するかが重要となります。

そこで、かごしま黒豚について、商標権侵害が疑われる事案を早期発見し、対応を行う点について、現状の取り組みをお示しください。

また、今後、外貨を稼ぐ観点から、畜産業以外にもその他の食品加工業等の商標、また、ものづくりを行う技術系企業の特許などを国外でどのように守っていくかが重要となります。

一方で、これら知的財産権の登録、特に国外での登録については、手続、費用の問題まで、特に中小企業にとって非常にハードルが高い課題です。また、国外で登録した場合でも侵害してくる人間が出てくることを想定する必要があります。そういう侵害者が出てきてからどうしようと探っているのでは手おくれとなります。

そこで、国外における県内企業・団体の商標・特許につき、三点伺います。

一点目は、登録支援について、現状の取り組みをお示しください。

二点目は、侵害事案を早期察知するために行っている取り組みについてお示しください。

三点目は、侵害事案に対して差しとめ請求、訴訟等の対応、法的対応を行うに当たっての支援する仕組みについて、取り組みをお示しください。

また、鹿児島または関係する地名について、本物である本県がちゃんと商標を取得できているのか、

無関係な個人の勝手な登録を排除できているか、現状の取り組みをお示しください。

以上、三回目の質問といたします。

□ 答弁（農政部長）

畜産物の国外における商標登録の状況等についてでございます。

県におきましては、県産畜産物の品質の保証や有利販売に資するとともに第三者による同一または類似の不適切な商標登録を未然に防ぐため、本格的な輸出に先立ちまして、ロゴマークなどの商標登録を進めているところであります。

外国における主な登録状況につきましては、かごしま黒豚につきましては、香港、マカオ、シンガポール、中国で既に登録を完了し、台湾については、現在出願中であります。

また、黒さつま鶏につきましては、香港、シンガポール、中国、台湾に対しまして出願中でございます。

さらに、鹿児島和牛につきましては、香港、マカオ、シンガポール、中国、タイに対しまして、現在、出願に向け手続を進めているところであります。

黒豚の商標権侵害事案の察知と対応についてでございます。

かごしま黒豚につきましては、県黒豚生産者協議会におきまして、生産から流通まで他の黒豚と明確に区分し、確実に消費者に届けるために、平成四年度からかごしま黒豚証明制度に取り組みますとともに平成十一年度からはかごしま黒豚販売指定店制度に取り組んでいるところであります。

これらの取り組みを確実なものにするため、県は平成十一年に商標を登録し、黒豚生産者協議会会員に利用を許諾しているところでございます。

このような中、国内におきまして黒豚以外の肉に黒豚の表示がされた事案も発生したことから、偽装防止とブランド確立のため、平成十三年度から監視体制を強化し、販売指定店で取り扱っている豚肉のDNA鑑定を無通告で実施しており、仮に不適正な表示を確認できた場合は、販売指定店の取り消しなど厳しい対応をとっているところであります。

また、国外におきましては、商標権の侵害を疑う事案の情報入手した場合には、商標登録に際しまして、手続を依頼した現地の代理事務所を通じまして事実関係を調査いたしますとともに、結果によりましては、侵害行為の差し止めなど必要な措置を講じることとしているところであります。

□ 答弁（商工労働水産部長）

海外における知的財産権の取得に係る公的支援についてでございます。

知的財産の創造・保護・活用につきましては、平成十九年に鹿児島県知的財産推進戦略を策定して、その推進に努めてきたところでありますが、経済のグローバル化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、今年度、同戦略の改訂に取り組んでいるところであります。

海外における商標特許等の知的財産権の取得につきましては、国からの委託を受けた県発明協会が県工業技術センター内に知財総合支援窓口を設置し、弁理士等の地財専門家を配置するとともにジェトロ

等の支援機関とも連携して、外国出願の手続等を初め海外での事業展開や侵害対策までの一貫した支援を行っております。

また、平成二十四年度からは、中小企業の外国出願に要する費用負担を軽減するため、財団法人かごしま産業支援センターにおいて、国の事業を活用し、出願に要する費用の一部を助成することとしております。

次に、海外における知的財産権の侵害に対する取り組みについてでございます。

県内の中小企業が海外に輸出を行う際には、まずは企業自身がその保有する独自の技術やブランド等について、海外での知的財産権の取得について検討していただくことが重要であると考えております。

仮に国、県の海外事務所や海外進出の企業、観光客等から知的財産権の侵害に関する情報がもたらされた場合には、当該知的財産権を保有する県内企業等は、県工業技術センター内に置かれている知財総合支援窓口を通じて国の相談支援等も受けられることになっております。

海外において実際に知的財産権の侵害を受けた場合には、侵害の状況に応じて国の制度による模倣被害アドバイザーの派遣や侵害状況の調査のための経費の一部助成などの支援を受けられることになっております。

県としましては、今後ともジェトロなど関係支援機関と連携しながら、知的財産や海外展開に関するセミナー等を通じ、海外での知的財産権の取得促進や知的財産に関する総合相談窓口の周知を図ってまいりたいと考えております。

□ 答弁（観光交流局長）

「鹿児島」に関する地名等の保護についてでございます。

中国の商標局に広東省の中国人によって「鹿児島」という地名の商標登録出願がなされ、受理されていたことが平成二十年一月に判明いたしましたため、直ちに本県から異議申し立てを行い、平成二十三年十一月、本申請は却下され、無効となったところでございます。

また、同様の申請がなされた他の六件につきましても無効となっております。

中国等におきます第三者による本県関係地名等の不適切な商標登録を未然に防ぎますために、県が国内で保有する商標等につきましては、中国等において商標登録を出願し、現在、「薩摩」あるいは平仮名の「かごしま」といった地名や鹿児島ブランドマークなど十件二十六分類が登録されているところでございます。

今後とも中国等の商標関係官庁のホームページを監視するなど第三者による不適切な商標登録の阻止に努めますとともに、県内企業に対しましても中国商標登録セミナーなどを通じて商標登録の重要性について啓発を行っていくこととしております。

4. 国体に向けた施設整備とプロスポーツチーム振興・誘致について

■ 質問（しもづる）

続きまして、国体に向けた施設整備とプロスポーツチーム振興・誘致について伺います。

現在鹿児島県内では、サッカーでは九州リーグのヴォルカ鹿児島、FC KAGOSHIMAが将来

のJリーグ入りを視野に活動しており、また野球では、NPO団体がオリックスバファローズの二軍本拠地誘致に向けた署名活動を行っていることが報道されております。

一方で、プロスポーツチームの本拠地には、相応の設備が求められ、整備に費用を要するの事実であります。

本県では、二〇二〇年の国体開催に向け、さまざまな施設の整備をこれから行っていくことになるわけですが、その際には、鴨池陸上競技場をJリーグホームスタジアム基準を満たす整備を行うこと、鴨池球場をプロ野球二軍の本拠地施設としてふさわしい整備を行うことにより、本県にプロスポーツチームの振興・誘致を図るべきと考えます。国体に向けた施設整備と同時に一体となっていくことにより、両方の整備をそれぞれ別個に行うよりも効率性、費用の面でも効果が見込めると考えます。

そこで、以下二点伺います。

一点目は、鴨池陸上競技場、鴨池球場について、国体に向け、どのような整備をしようと考えているのか。

二点目は、プロスポーツチーム振興・誘致に向け、基準を満たす施設整備を現状どのように行っているか、また今後どのように行っていくか。

以上二点、お示してください。

□ 答弁（伊藤知事）

プロスポーツチームの振興・誘致に向けた施設整備についてのお尋ねがございました。

スポーツ施設のうち、まず、鴨池野球場の整備に当たりましては、プロ野球公式戦の継続的な開催に向けた改修を進めておりますことから、プロ野球二軍チームの本拠地の施設としての利用も可能であると考えております。

鴨池陸上競技場につきましては、現在もJリーグの公式戦が開催されておりますものの、県内のチームがいまだJリーグに昇格する状況に至っていないことから、その動向を見守る必要があり、当面は、次期国体に向けて施設の安全性の確保や第一種公認陸上競技場の更新継続に必要な改修、整備等を進めていくことといたしております。

県内に本拠地を有するプロスポーツチームがありますことは、一流のプレーを身近に見ることができ、未来を担う青少年に夢や感動を与えますとともに本県のスポーツ振興に寄与するものと考えており、まずは県民の方々の中にプロスポーツチームの誘致の機運の醸成に努めますとともにそれに対応する施設の整備について、今後、検討してまいりたいと考えております。

□ 答弁（教育長）

次期国体に向けました鴨池陸上競技場等の整備についてでございます。

鴨池陸上競技場及び鴨池野球場につきましては、昭和四十七年の太陽国体時に開・閉会式の会場として、また、陸上競技やサッカー、軟式野球等の会場として使用されており、次期国体におきましても活用

が見込まれますことから、必要な改修や整備等を行うことといたしております。

現在、鴨池野球場では、本年四月に開催されるプロ野球公式戦に向けまして、ボールカウント表示の改修やバックスクリーンの塗装、また、トレーナールームやロッカールーム等の仮設による増設などの整備を進めておりますほか、メインスタンド等の耐震診断を行っているところであります。

今後は、この耐震診断の結果をもとに必要な補強を行いますとともにプロ野球公式戦の継続的開催が可能となるような本格的な整備に向けた改修を行うことといたしております。

また、鴨池陸上競技場につきましても、来年度、スタンドの耐震診断を行うことといたしておりますが、今後は、耐震診断の結果をもとに必要な補強を行いますとともに平成二十七年に予定されております日本陸連の公認検定に向けまして、必要な整備を進めていくことといたしております。

5. 県産品の魅力を子どもたち、若者層へ浸透させる取り組みについて

■ 質問（しもづる）

続いて、県産品の魅力を子どもたち、若者層へ浸透させる取り組みについて伺います。

本県には、本日着用しております大島紬を初めさまざまな伝統的工芸品があり、また、農産品、地場産品なども含め、魅力ある特産品が数多くあります。

今後、特産品を県外、国外へ売り込み、外貨を稼ぐ上で、まず、県民みずからが地元の特産品の魅力を知り、それを発信していくことが求められていくと考えます。

そのためには、特に子どもたち、若者層に存在をまず知ってもらうこと、そしてその背景を知ってもらうこと、その上で食べ物なら実際に食べる、工芸品ならつくる、そして使う体験が必要です。

子どもたち、若者たちの段階でそのような体験をすることにより、将来、それぞれの周りに対して、例えば県外の友人たちに対して、「鹿児島のものであるからぜひ使ってみて、買ってみたい」という売り込みを情報発信ができるのではないかと考えます。

そこで、以下二点伺います。

一点目は、地場産品を学校給食にどのように活用し、教育しているか、現状の取り組みを教えてください。

二点目は、伝統的工芸品について、子どもたち、若者たちにつくる、使う機会の提供について、現状の取り組みをお示しください。

□ 答弁（教育長）

学校給食における県産品の活用・教育についてでございます。

学校給食におきまして、地元で生産された安全な食材を使用することは、児童生徒に旬の本物の味を

体験させ、地域の産物や食文化、産業等を理解させるとともに食べ物への感謝の気持ちを持たせるなど豊かな人間性をはぐくむ上でも重要であると考えております。

学校給食では、これまでも郷土料理や地域の行事などで出される料理を献立に取り入れたり、毎年一月の学校給食週間に鹿児島を丸ごと味わう学校給食の日を設け、県内産だけの食材を使用したブリ大根やさつま汁などの献立を実施するなど限られた経費の中で県産品の積極的な活用に努めているところがあります。

県教委といたしましては、今後とも学校が地域の生産者等と連携を深めながら、地場産物などの県産品の活用に努め、学校給食を通して児童生徒に本県の豊かで魅力ある食文化についての理解が深まるよう取り組んでまいりたいと考えております。

□ 答弁（観光交流局長）

伝統的工芸品をつくる、使う機会の子供たちへの提供についてでございます。

本県の伝統的工芸品につきましては、子供のころから理解と関心を高めてもらうため、産地組合と連携し、県内の小・中学校等における大島紬の試着、機織りの体験学習や陶芸の体験学習などの機会を提供してきております。

また、川辺仏壇の産地組合も小学校において伝統工芸士による制作体験学習等を実施をしております。

さらに、小学校中学年用の副教材として、県で作成いたしました鹿児島の魅力を学習するための小冊子「かごしま ワッセ塾」の中で、本県の三つの伝統的工芸品を紹介しております。

今後とも産地組合と連携した取り組みを通じまして、本県の伝統的工芸品の若者層への普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

■ まとめ（しもづる）

以上、六点伺ってまいりました。

まず、鴨池ニュータウンの駐車場随意契約の問題の件ですが、公社支援の必要性というのは、私も認めるところであります。平成十八年に百十五億円の無利子融資並びに七十四億円の損失補償を行った以上、今や実質上不可分一体の存在であるからです。

しかしながら、県の本体の財政は厳しい状況、そして県民の皆様に対する説明責任を果たしていくという上で、少なくともこの駐車場において県民の税金で公社の人件費の肩がわりがされているとするならば、それは到底看過できない事実であります。

私は、この駐車場は一般競争入札によるべきという考えは今も変わりませんが、まずその第一歩として、貸し付け金額並びに経費を査定するに当たって、ここの駐車場に関与していない公社の人件費が算

定されること、すなわち県民の税金で公社職員の人件費の肩がわりをすることだけは、まず、変えていただきたいと強く要望いたします。

続きまして、地元IT企業に対する発注機会の確保であります。これは、中小企業条例策定のため各地をヒアリングで回っていて、その地元のIT企業の方からお話を伺ったところでもあります。実際に佐賀県や徳島県で地元企業に対する優先・優遇発注という事例もありますし、ぜひその他県の事例を調査した上で、前向きに取り組んでいただきたいと要望いたします。

そして、知的財産に関してですけれども、まず、早期察知の仕組みというのが非常に重要であると私は考えます。商標をとっても侵害されて、そして気づかない。気づかなければそのうちに鹿児島のもので、本来高く売れるべきものが、安くでしか売れなくなって、そしてブランドイメージも壊されてしまう。そういうことを防ぐためには、より多くの人目で見ると、早期察知することが必要であるかと思えます。県の職員だけでなく、あちらにビジネスで行っている方、旅行で行っている方、県関係の方、みんながこれ怪しいなと思ったときに相談、通報できる窓口を整備し、周知していただくことを要望、提言いたします。

そして、現在、中小企業向けの登録支援等の制度があるという御答弁でしたけれども、ぜひ、知ってもらって初めて意味があることですので、周知にさらなる取り組みを期待いたします。

国体に向けた施設整備ですけれども、先ほど申し上げましたサッカーの二チーム、そして野球の二軍誘致に加えまして、本県におきましては、バスケットボールJBL二部のレノヴァ鹿児島、そしてハンドボールのソニーセミコンダクタ九州という二チームを地域を盛り上げるために活動していらっしゃいます。ぜひ新しい体育館の整備に当たっても御考慮いただきたいと要望いたします。

以上、六点伺ってまいりました。

県民の皆様のため、一步ずつでもよりお役に立てるよう前進していくこと、そして次回この場に立つときは、もっと県政を前に進める質問ができるよう一生懸命努力していくこととお誓い申し上げ、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)